

社会福祉法人れしーぶ 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人れしーぶの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、報酬を支払うものとする。その額は、別表1に定める額を超えないものとする。なお、同日にその他法人に関わる業務を行った場合であっても、第4条に定める報酬等は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、報酬を支払うものとする。その額は、別表1に定める額を超えないものとする。ただし、同日にその他法人に関わる業務を行った場合であっても、第4条に定める報酬等は支払わないものとする。

(理事及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会開催の日以外に、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。その額は、別表2に定める額を超えないものとする。

2 評議員が評議員会開催の日以外に、理事長の依頼を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬及びを支払うことができる。その額は、別表2に定める額を超えないものとする。

3 出張においては、別途第8条に定めるとおりとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、報酬を支払うものとする。その額は、別表1に定める額を超えないものとする。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。

又、当日に監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会又は評議員会開催の日以外に、法人及び施設の指導、監査への立会及運営状況の指導又は監事の業務にあたったときは、報酬を支払うことができる。その額は、別表2に定める額を超えないものとする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会又は評議員会に出席したときは、報酬を支払うことができる。その額は、別表1に定める額を超えないものとする。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。又、当日に苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会又は評議員会開催以外の日に、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、報酬を支払うものとする。その額は、別表2に定める額を超えないものとする。

(評議員選任・解任委員)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、報酬を支払うことができる。その額は、別表1に定める額を超えないものとする。ただし、同一日に開催された理事会又は評議員会に出席したときは、当該会議の出席に係る報酬は支払わないものとする。

(出張旅費等)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び交通費等を支給することができる。

2 支払いは、原則として、出張が終了した後、支払うこととするが、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張が終了した後に精算することができる。

(適用除外)

第9条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月24日より適用する
- 2 この規程は、平成24年 3月25日一部改正する。
- 3 この規程は、平成30年 4月 1日一部改正する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	2,000円
評議員会出席報酬等	2,000円
苦情対応第三者委員	2,000円
評議員選任・解任委員	2,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	2,000円
理事及び評議員業務報酬等	2,000円
監事監査指導報酬等	2,000円
苦情対応第三者委員	2,000円

別表 3 (日額)

交通費	宿泊費	報酬	その他必要経費
最も効率的な行程 で法人が適当と認 めた額	法人が適当と認め た額	2,000円を超え ない範囲で法人が 適当と認めた額	法人が適当と認め た額